Mitsui Sumitomo Insurance

Disclosure

三井住友海上の現状 2026

■別冊

保険金等の支払能力の充実の状況
（ソルベンシー・マージン比率編）

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

はじめに

当社の経営の健全性を示す指標のひとつであるソルベンシー・マージン比率の状況をご説明したディスクロージャー誌別冊版「三井住友海上の現状2026　－ソルベンシー・マージン比率編－」を作成しました。

本誌が当社の現状についてご理解いただく一助としてお役に立てれば幸いです。

※本誌は、保険業法第111条に基づくディスクロージャー誌のうち、ソルベンシー・マージン比率に関する別冊版です。その他の情報については「三井住友海上の現状2026」をご参照ください。

1. ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（備え）を持っているかを示す重要な指標であります。この比率が100％以上あれば、その保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。
2. 2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できる手法で健全性の評価が行われるようになりました。

目次

Ⅰ.ソルベンシー・マージン比率とは …… 2

Ⅱ.当社のソルベンシー・マージン比率 …… 3
1.保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率) …… 3
(1)ソルベンシー・マージン比率の要約 …… 3
(2)適格資本の額及び所要資本の額の構成の概要 …… 3

2.適格資本の額の構成に関する事項 …… 4

3.所要資本の額の構成に関する事項 …… 5

4.経済価値ベースのバランスシートに関する事項 …… 6

5.外国証券の種類別差異調整に関する事項 …… 12

6.保険負債の商品別差異調整に関する事項 …… 13

7.ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項 …… 14

8.連結の範囲に関する事項 …… 14

9.ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項 …… 15

10.ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要 …… 16

Ⅰ. ソルベンシー・マージン比率とは

(1) ソルベンシー・マージン比率の概要

保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局である金融庁が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつであります。

この比率が100%以上あれば、その保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスク及び将来に関する保険会社の見積りを反映した健全性の評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（\%）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

(2) 適格資本・所要資本

適格資本とは、自然災害等のリスク事象が発現した際の保険金の支払等に利用可能な資本であり、支払余力を指します。純資産や有価証券等の含み益、借り入れの一種である劣後債などの様々な資本要素から構成されます。

適格資本を構成する資本要素ごとに損失吸収能力や利用可能性が異なるため、適格資本は以下の2つの階層（Tier）に分けて算出されます。

－Tier1適格資本：継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収及び利用が可能な資本要素から構成されます。

－Tier2適格資本：会社清算時のみにおいて損失吸収及び利用が可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量であります。保険リスク、市場リスク及び信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

(3) 単体ベースの比率・連結ベースの比率

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率及び連結ベースの比率があります。

単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクのみを対象にして算出した比率であります。

連結ベースの比率とは、保険会社及びその子会社等をまとめた「保険グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率であります。

保険会社が子会社や関連会社を持つ場合は、グループ全体の健全性を確認する必要があるため、連結ベースの比率が用いられます。

なお、子会社株式に係る特例手法を適用して、単体ベースのソルベンシー・マージン比率を、子会社の資本・リスクも対象に拡大して算出し、その算出結果を連結ベースの算出結果とすることもできます。

Ⅱ. 当社のソルベンシー・マージン比率

1. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(1) ソルベンシー・マージン比率の要約

(単位：百万円、%)

要約（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）				
項目		イ	ロ	ハ
		2024年度末	**2025年度末**	増減
適格資本の額	(A)	－	**4,137,974**	－
所要資本の額	(B)	－	**2,002,124**	－
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）		－	**206.6%**	－

(注) 1. 「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）及び第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）並びに令和7年金融庁告示第74号の規定に基づいて算出した比率であります。
2. 当社は、子会社株式に係る特例手法を適用して単体ベースのソルベンシー・マージン比率を算出し、その算出結果を連結ベースの算出結果としております。
3. イ欄の「2024年度末」が新制度導入日（2026年3月31日）前であるため、当該イ欄の「2024年度末」及びハ欄の「増減」を記載しておりません。

(2) 適格資本の額及び所要資本の額の構成の概要

(単位：百万円、%)

適格資本の額及び所要資本の額の構成の概要（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）				
項　　目		イ	ロ	ハ
		2024年度末	**2025年度末**	増減
Tier1適格資本の額（(B)－(C)）	(A)	－	**3,217,646**	－
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	－	**3,627,408**	－
算入制限のないTier1資本調達手段の額		－	**139,595**	－
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		－	**－**	－
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		－	**3,487,813**	－
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	－	**409,762**	－
Tier2適格資本の額（(E)－(F)－(G)）	(D)	－	**920,328**	－
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	－	**920,328**	－
Tier2資本調達手段の額		－	**280,902**	－
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		－	**639,425**	－
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	－	**－**	－
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	－	**－**	－
適格資本の額（(A)＋(D)）	①	－	**4,137,974**	－
生命保険リスクの額	(a)	－	**17,477**	－
損害保険リスクの額	(b)	－	**534,836**	－
巨大災害リスクの額	(c)	－	**426,489**	－
市場リスクの額	(d)	－	**1,959,630**	－
信用リスクの額	(e)	－	**193,438**	－
オペレーショナル・リスクの額	(f)	－	**141,747**	－
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	－	**－**	－
分散効果の額	(h)	－	**742,971**	－
非保険事業に係る所要資本の額	(i)	－	**2,912**	－
所要資本の額（税効果考慮前） ((a)＋(b)＋(c)＋(d)＋(e)＋(f)＋(g)－(h)＋(i))	(j)	－	**2,533,560**	－
所要資本の税効果の額	(k)	－	**531,436**	－
所要資本の額（税効果考慮後）　((j)－(k))	②	－	**2,002,124**	－
ソルベンシー・マージン比率（①／②）		－	**206.6%**	－

(注) イ欄の「2024年度末」が新制度導入日（2026年3月31日）前であるため、当該イ欄の「2024年度末」及びハ欄の「増減」を記載しておりません。

2. 適格資本の額の構成に関する事項

（単位：百万円）

適格資本の額の構成（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）			
項　　目		イ	ロ
		2024年度末	**2025年度末**
Tier1適格資本の額（(B)－(C)）	(A)	－	**3,217,646**
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	－	**3,627,408**
算入制限のないTier1資本調達手段の額		－	**139,595**
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		－	**－**
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		－	**3,487,813**
剰余金等の額又は利益剰余金等の額		－	**1,759,633**
資本剰余金（Tier2適格資本に算入されるものを除く）の額		－	**93,107**
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額		－	**995,316**
その他の拠出金等の額		－	**－**
経済価値ベースの調整額		－	**639,755**
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	－	**409,762**
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額		－	**185,974**
繰延税金資産の額		－	**24,310**
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額		－	**92,719**
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額		－	**－**
自己のTier1資本調達手段への投資の額		－	**－**
不適格再保険資産の額		－	**－**
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額		－	**106,758**
Tier2適格資本の額（(E)－(F)－(G)）	(D)	－	**920,328**
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	－	**920,328**
Tier2資本調達手段の額		－	**280,902**
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額		－	**－**
払込済みTier2資本調達手段の額		－	**280,902**
払込未済のTier2資本調達手段の額		－	**－**
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		－	**639,425**
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額		－	**－**
子会社株式に係る特例手法の適用に係る調整額		－	**452,532**
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額		－	**106,758**
Tier2バスケット（上限適用後）の額		－	**80,134**
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	－	**－**
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額		－	**－**
自己のTier2資本調達手段への投資の額		－	**－**
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	－	**－**
適格資本の額（(A)＋(D)）		－	**4,137,974**

（注）イ欄の「2024年度末」が新制度導入日（2026年3月31日）前であるため、当該イ欄の「2024年度末」を記載しておりません。

3. 所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）			
項　　目		イ	ロ
		2024年度末	**2025年度末**
生命保険リスクの額	(A)	－	**17,477**
損害保険リスクの額	(B)	－	**534,836**
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額		－	**350,304**
自動車保険類似の商品に係るリスクの額		－	**166,848**
財物保険類似の商品に係るリスクの額		－	**369,867**
その他保険に係るリスクの額		－	**48,386**
巨大災害リスクの額	(C)	－	**426,489**
巨大自然災害リスクの額		－	**416,223**
日本における地震に係るリスクの額		－	**119,014**
日本における風水災に係るリスクの額		－	**183,434**
日本における雪災に係るリスクの額		－	**64,963**
外国における巨大自然災害リスクの額		－	**348,151**
その他の額		－	**－**
その他の巨大災害に係るリスクの額		－	**93,009**
マネジメント・アクションの効果の額		－	**－**
市場リスクの額	(D)	－	**1,959,630**
金利リスクの額		－	**2,450**
スプレッドリスク（上昇）の額		－	**10,332**
株式リスクの額		－	**1,460,664**
不動産リスクの額		－	**107,525**
為替リスクの額		－	**891,440**
資産集中リスクの額		－	**113,395**
マネジメント・アクションの効果の額		－	**－**
信用リスクの額	(E)	－	**193,438**
オペレーショナル・リスクの額	(F)	－	**141,747**
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(G)	－	**－**
分散効果の額	(H)	－	**742,971**
非保険事業に係る所要資本の額	(I)	－	**2,912**
所要資本の額（税効果考慮前） ((A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)－(H)＋(I))	(J)	－	**2,533,560**
所要資本の税効果の額	(K)	－	**531,436**
所要資本の額（税効果考慮後）　((J)－(K))		－	**2,002,124**

(注) 1. イ欄の「2024年度末」が新制度導入日（2026年3月31日）前であるため、当該イ欄の「2024年度末」を記載しておりません。
2. 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。
3. 生命保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しております。

4. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項

●2025年度末

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）						
科　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	子会社株式に係る特例手法適用前の額				子会社株式に係る特例手法適用後の額	
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）	子会社株式に係る特例手法による調整の額	経済価値ベースの額（ニ＋ホ）
資産の部						
総資産	**7,413,596**	**316,131**	**757,583**	**8,487,311**	**4,362,150**	**12,849,461**
現金及び預貯金	217,938	－	－	217,938	1,031,551	1,249,490
コールローン	－	－	－	－	－	－
買現先勘定	241,767	－	－	241,767	－	241,767
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	135,124	－	－	135,124	184,972	320,096
商品有価証券	－	－	－	－	－	－
金銭の信託	5,555	－	－	5,555	223	5,779
有価証券	5,839,469	△20,539	614,474	6,433,403	997,064	7,430,468
国債	473,370	－	－	473,370	45,073	518,443
地方債	63,977	－	－	63,977	－	63,977
社債	507,333	13	△0	507,345	4,373	511,719
株式	1,536,407	151,640	82,669	1,770,717	△857	1,769,859
外国証券	3,095,956	△9,849	531,816	3,617,924	755,099	4,373,024
その他の証券	162,422	△162,344	△10	68	193,375	193,443
貸付金	359,456	327	△10,880	348,903	41,815	390,719
有形固定資産	159,488	35,409	144,401	339,299	147,848	487,147
土地	61,351	7,978	157,880	227,211	6,089	233,300
建物	83,154	27,431	△13,479	97,106	98,606	195,712
リース資産	－	－	－	－	37,220	37,220
建設仮勘定	1,102	－	－	1,102	35	1,137
その他の有形固定資産	13,879	－	－	13,879	5,896	19,776
無形固定資産	58,626	△2,298	－	56,327	137,573	193,901
ソフトウェア	56,291	－	－	56,291	38,350	94,642
のれん	－	－	－	－	31,307	31,307
リース資産	－	－	－	－	－	－
その他の無形固定資産	2,334	△2,298	－	36	67,915	67,951
前払年金費用	42,512	－	86,085	128,598	1,326	129,924
繰延税金資産	－	－	－	－	24,310	24,310
再評価に係る繰延税金資産	－	－		－	－	－
貸倒引当金	△2,556	－	－	△2,556	△4,467	△7,023
投資損失引当金	－	－	－	－	－	－
その他資産	356,212	－	－	356,212	716,509	1,072,722
特別勘定等の資産	－	－	－	－	－	－
再保険回収額		303,232	△76,497	226,735	1,083,420	1,310,156

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）						
科　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	子会社株式に係る特例手法適用前の額				子会社株式に係る特例手法適用後の額	
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）	子会社株式に係る特例手法による調整の額	経済価値ベースの額（ニ＋ホ）
負債の部						
総負債	**5,072,611**	**△330,537**	**117,828**	**4,859,902**	**3,850,302**	**8,710,205**
保険負債（保険契約準備金）	3,570,847	△574,517	△356,829	2,639,499	3,014,039	5,653,539
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				－	－	－
現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）	2,969,561			2,572,401	3,014,039	5,586,441
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額				67,097	－	67,097
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）	601,286	△601,286	－	－	－	－
非保険負債	1,501,763	243,980	474,658	2,220,402	836,263	3,056,665
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）	－	－	－	－	－	－
その他の準備金	－	276,464	－	276,464	－	276,464
短期社債	－	－	－	－	－	－
社債	888,750	－	△11,406	877,343	4,755	882,098
新株予約権付社債	－	－	－	－	－	－
退職給付に係る負債（退職給付引当金）	79,700	－	△11,732	67,967	5,638	73,605
役員退職慰労引当金	34	－	－	34	－	34
その他の引当金	12,433	－	－	12,433	44,172	56,606
価格変動準備金	45,382	△45,382	－	－	－	－
金融商品取引責任準備金	－	－	－	－	－	－
繰延税金負債	106,321	－	497,797	604,119	△33,499	570,620
再評価に係る繰延税金負債	－	－		－	－	－
未払法人税等	88,550	－	－	88,550	14,728	103,278
その他負債	280,591	12,899	－	293,490	800,467	1,093,958

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）						
科　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	子会社株式に係る特例手法適用前の額				子会社株式に係る特例手法適用後の額	
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）	子会社株式に係る特例手法による調整の額	経済価値ベースの額（ニ＋ホ）
純資産の部						
純資産	**2,340,984**	**646,668**	**－**	**3,627,408**	**511,847**	**4,139,256**
株主資本合計	1,345,668	646,668	－	1,992,337	572,194	2,564,531
資本金	139,595	－	－	139,595	－	139,595
新株式申込証拠金	－	－	－	－	－	－
資本剰余金	93,107	－	－	93,107	△8,292	84,815
利益剰余金	1,112,965	－	－	1,112,965	580,486	1,693,451
規制上の準備金		646,668	－	646,668	－	646,668
（－）自己株式	－	－	－	－	－	－
自己株式申込証拠金	－	－	－	－	－	－
その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）	995,316	－	－	995,316	107,542	1,102,858
その他有価証券評価差額金	991,252	－	－	991,252	△10,070	981,181
繰延ヘッジ損益	4,063	－	－	4,063	－	4,063
土地再評価差額金	－	－	－	－	－	－
為替換算調整勘定	－	－	－	－	114,677	114,677
退職給付に係る調整累計額	－	－	－	－	－	－
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	－	－	－	－	2,935	2,935
株式引受権	－	－	－	－	－	－
新株予約権	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	59,314	59,314
経済価値ベースの調整額				639,755	△227,203	412,551

当社は、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-17-2の規定に基づき、経済価値ベースのバランスシート及びその注記について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

2025年度末経済価値ベースのバランスシートの注記

1. 根拠法令
経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しております。

2. 継続企業の前提に関する事項
該当事項はありません。

3. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針
(1) 子会社株式に係る特例手法
子会社株式に係る特例手法を適用し、貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を全て認識する方法（注）により認識しております。特例手法を適用した子会社、持分比率及び認識方法は以下のとおりであります。

特例手法を適用した子会社	持分比率	認識方法
MSIG Holdings (U.S.A.), Inc.	100.0%	全て認識
Mitsui Sumitomo Insurance Company of America	100.0%	全て認識
MS Transverse Insurance Group, LLC	100.0%	全て認識
MS Amlin Corporate Member Limited	100.0%	全て認識
MS Amlin Underwriting Limited	100.0%	全て認識
MS Amlin AG	100.0%	全て認識
MSIG Europe SE	100.0%	全て認識
MS First Capital Insurance Limited	100.0%	全て認識
MSIG Mingtai Insurance Co., Ltd.	100.0%	全て認識
その他111社	子会社ごとの持分比率	全て認識

（注）当該方法の適用により生じる非支配株主持分の額は、純資産の部の「その他」に含まれております。

(2) 資産の評価方法
① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりであります。
a. 資産の部に計上される金融商品等
金融商品等の額について、外国通貨建ての関連会社株式を除く関連会社株式は、貸借対照表計上額により評価しております。外国通貨建ての関連会社株式の額は、基準日時点における為替レートを用いて日本円に換算した額に評価替えをしております。
なお、組替え対象とした投資信託等については、可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき計上した上で時価評価しております。
市場価格のない株式等については、主に純資産法又は類似業種比較法に基づく金額で時価評価しております。
貸付金について、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸付金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を計算し、時価評価しております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて計算した金額で時価評価しております。
有形固定資産については、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づく金額で時価評価しております。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。
b. 再保険を付した保険契約の再保険回収額
再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の金額を資産の部に計上しております。なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いております。
また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。
ただし、一部の再保険回収額については、プロポーショナリティ原則を適用し、財務会計上の残高としております。
c. 繰延税金資産
繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額がある場合に調整し算出しております。
② 当社は、資産の評価において、計算結果に対する重要性等を踏まえ、一部の再保険回収額について、(2)①b.のとおりプロポーショナリティ原則を適用しております。プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微であります。
③ 当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションを考慮しておりません。
④ 当社は、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用しておりません。
⑤ 上記に関わらず、令和7年金融庁告示第74号第7条第3項の非保険事業に分類される連結子会社においては、組替え及び評価替えは行っておりません。

(3) 負債の評価方法
① 当社における主な負債の評価方法は以下のとおりであります。
a. 経済価値ベースの保険負債
経済価値ベースの保険負債は、現在推計により評価している保険契約又は資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約のいずれかに分類の上、計算されます。当社は、全ての保険契約を、現在推計により評価している保険契約に分類しております。
現在推計により評価している保険契約については、基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積もり、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値として現在推計の額を算出し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」という。）を上乗せして保険負債を評価しております。具体的には次のとおりであります。なお、一部の保険負債については、プロポーショナリティ原則を適用し、財務会計上の残高としておりま

す。

(a) 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しております。

(b) 将来キャッシュ・フローの見積り

ア. 契約の境界線

現在推計の額の算出に用いる将来キャッシュ・フローの範囲を定める契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しております。

イ. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

(ｱ) 損害保険契約等

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率及び支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績を反映しております。なお、これらの前提は、直近の実績をベースに必要な調整を加えており、主に市場金利で示唆されているインフレ率（ブレーク・イーブン・インフレ率）や損害率におけるトレンドの有無を踏まえ、設定しております。損害率は自然災害部分とそれ以外に分けて見積もっており、自然災害部分の損害率は、リスク管理に活用している工学的モデルをベースに算出しております。また、一部の連結子会社の未経過責任に係る現在推計については、令和7年金融庁告示第74号第15条第1項に規定する方法によっております。この計算に用いるコンバインドレシオ及び新契約費率については、直近の実績を反映しております。

解約・失効率は、直近の実績に基づき、保険商品の種類別に見積もっております。

また、既経過責任に係る現在推計については、将来の保険金のディベロップメント・パターンを商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約の特性を反映しております。

それぞれの前提は定期的に実績との対比の観点からモニタリングしており、その結果は現在推計の額の算出に反映しております。

(ｲ) 生命保険契約等

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる死亡率、罹患及び障害に係る発生率、解約・失効率等の保険契約者の行動、並びに事業費に関する前提は、直近の実績を反映しております。

死亡率並びに罹患及び障害に係る発生率は、標準生命表や医療統計等の公的データ、及び直近の実績を組み合わせ、設定しております。

解約・失効率は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積もっております。

事業費率は、直近の経費水準を踏まえた将来における経費の見積りに基づき設定しております。なお、将来の経費の見積りの際は、損害保険契約等と同様にインフレ率を踏まえた調整を行っております。

それぞれの前提は定期的に実績との対比の観点からモニタリングしており、その結果は現在推計の額の算出に反映しております。

(c) 割引率

割引率は、リスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（以下、「保険契約ポートフォリオ」という。）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しております。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しております。

調整後スプレッドは、商品分類に基づき設定した保険契約ポートフォリオをトップバケット、ミドルバケット、一般バケットに分類して算出されます。当社は、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しております。主な通貨の主要な年限ごとの割引率の前提は以下のとおりであり、将来キャッシュ・フロー予測の前提とするキャッシュ・フロー発生時期に合わせて調整しております。

通貨	適用バケット	イールド・カーブ								
		1年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
JPY：日本円	一般バケット	1.21%	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%	3.91%	4.07%	4.11%	4.11%
USD：米ドル	一般バケット	4.13%	4.40%	4.83%	5.29%	5.56%	5.57%	5.48%	5.33%	5.18%
EUR：ユーロ	一般バケット	2.89%	3.00%	3.24%	3.41%	3.41%	3.45%	3.52%	3.58%	3.62%
GBP：英ポンド	一般バケット	4.70%	4.67%	4.95%	5.21%	5.35%	5.41%	5.36%	5.27%	5.16%

(d) MOCE

MOCEは、ランオフ・パターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に、資本コスト率を乗じて計算しております。

(e) 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約

該当する保険契約はありません。

b. 負債の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、時価に評価替えをしております。なお、評価替えに当たっては当社の信用状態の変化を考慮しておりません。

ただし、適格資本の額に含まれる金融商品等は貸借対照表計上額により計上しております。

c. 繰延税金負債

繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金負債の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額がある場合に調整し算出しております。

② 当社は、一部の保険負債の評価において、計算結果に対する重要性等を踏まえ、(3)①a.のとおり、プロポーショナリティ原則を適用しております。

プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微であります。

③ 当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションを考慮しておりません。

④ 当社は、将来キャッシュ・フローの見積り等に含まれる損害率に関する前提（トレンド有無の判定及びトレンドの反映方法等）の設定について、エキスパート・ジャッジメントを適用しております。

⑤ 上記に関わらず、令和7年金融庁告示第74号第7条第3項の非保険事業に分類される連結子会社においては、組替え及び評価替えは行っておりません。

(4) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

当事業年度が初年度の作成のため、該当事項はありません。

4. 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項
当事業年度が初年度の表示のため、該当事項はありません。

5. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項
(1) 経済価値ベースの保険負債
① 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額：5,653,539百万円
② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
a. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法
注記3. (3)負債の評価方法に記載のとおりであります。
b. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響
経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記3. (3)負債の評価方法に記載のとおりであります。
(a) 損害保険契約等
ア. 将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率及び事業費率に関する前提
イ. 割引率に関する前提
(b) 生命保険契約等
ア. 将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる死亡率、罹患及び障害に係る発生率、解約・失効率等の保険契約者の行動、並びに事業費率に関する前提
イ. 割引率に関する前提

(2) 会計上の見積りの変更
当事業年度が初年度の作成のため、該当事項はありません。

6. 特別勘定等の資産
「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

7. 重要な後発事象
(国内無担保普通社債の発行)
当社は、2026年9月3日に国内無担保普通社債を発行いたしました。

(1) 発行体	三井住友海上火災保険株式会社			
(2) 社債の名称	三井住友海上火災保険株式会社 第12回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	三井住友海上火災保険株式会社 第13回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	三井住友海上火災保険株式会社 第14回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	三井住友海上火災保険株式会社 第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
(3) 発行総額	1,600億円			
(4) 発行額	400億円	800億円	100億円	300億円
(5) 各社債の金額	金 1億円			
(6) 払込金額	各社債の金額100円につき金 100円			
(7) 償還金額	各社債の金額100円につき金 100円			
(8) 償還期限	2029年9月3日 （3年債）	2031年9月3日 （5年債）	2033年9月2日 （7年債）	2036年9月3日 （10年債）
(9) 利率	年2.157%	年2.582%	年2.947%	年3.368%
(10) 利払日	毎年3月3日及び9月3日			
(11) 申込期間	2026年8月28日			
(12) 払込期日	2026年9月3日			
(13) 格付	AA（株式会社格付投資情報センター）			
(14) 資金使途	社債償還資金、長期的投融資資金、運転資金			
(15) 募集方法	日本国内における公募形式で、主に国内の機関投資家に販売			
(16) 共同主幹事会社	大和証券株式会社、野村證券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社			
(17) 引受会社	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社			
(18) 財務代理人	株式会社三井住友銀行			
(19) 振替機関	株式会社証券保管振替機構			

8. 表示した金額
金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 外国証券の種類別差異調整に関する事項

●2025年度末

（単位：百万円）

外国証券の種類別差異調整（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）						
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	子会社株式に係る特例手法適用前の額				子会社株式に係る特例手法適用後の額	
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）	子会社株式に係る特例手法による調整の額	経済価値ベースの額（ニ＋ホ）
外国証券	**3,095,956**	**△9,849**	**531,816**	**3,617,924**	**755,099**	**4,373,024**
国債	120,052	－	－	120,052	884,279	1,004,332
地方債	－	－	－	－	36,729	36,729
社債	93,198	189,873	－	283,071	1,203,029	1,486,101
株式	2,223,005	42,821	527,662	2,793,489	△1,293,854	1,499,635
その他	659,699	△242,544	4,153	421,309	△75,083	346,226

(注) 当社には特別勘定等に属するものはなく、上表に記載した額には含まれておりません。

6. 保険負債の商品別差異調整に関する事項

●2025年度末

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）						
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額(MOCEの額を除く)
保険負債	**6,085,459**	**303,232**	**△469,516**	**△81,785**	**△250,949**	**5,586,441**
生命保険契約等	785,731	－	△49,255	12,032	△35,538	712,968
個人保険	110,309	－	△34,785	12,232	－	87,756
個人年金	－	－	－	－	－	－
団体保険	－	－	－	－	－	－
団体年金	－	－	－	－	－	－
上記以外	675,421	－	△14,470	△200	△35,538	625,212
損害保険契約等	5,299,728	303,232	△420,260	△93,817	△215,410	4,873,473
未経過責任に係る保険負債	1,690,970	131,651	△470,242	△53,045	△121,268	1,178,065
財物保険類似	805,855	74,209	△257,967	△42,714	42,123	621,505
自動車保険類似	550,203	2,510	△80,034	△4,884	△224,718	243,076
賠償責任保険類似	235,584	16,277	△39,343	△4,687	60,100	267,931
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	－	－	－	－	－
その他保険	99,327	38,653	△92,896	△758	1,226	45,552
既経過責任に係る保険負債	3,608,758	171,581	49,981	△40,771	△94,142	3,695,407
財物保険類似	1,132,416	115,096	188,994	△11,138	△15,526	1,409,842
自動車保険類似	630,379	3,179	2,998	△7,716	△46,279	582,560
賠償責任保険類似	1,675,151	42,078	△223,971	△19,233	△30,671	1,443,353
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	－	－	－	－	－
その他保険	170,810	11,227	81,961	△2,682	△1,665	259,650
再保険回収額	**873,003**	**303,232**	**△119,814**	**△5,618**	**259,353**	**1,310,156**
生命保険契約等	△105	－	－	－	338	233
損害保険契約等	873,108	303,232	△119,814	△5,618	259,015	1,309,922
未経過責任に係る保険負債	△112,108	131,651	△118,428	△977	403,068	303,205
財物保険類似	△89,107	74,209	△71,358	△682	203,088	116,149
自動車保険類似	630	2,510	△5,398	△1	29,994	27,735
賠償責任保険類似	△24,040	16,277	△22,083	△202	168,680	138,631
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	－	－	－	－	－
その他保険	409	38,653	△19,588	△91	1,305	20,688
既経過責任に係る保険負債	985,216	171,581	△1,385	△4,641	△144,053	1,006,717
財物保険類似	410,228	115,096	30,844	△2,816	△53,718	499,633
自動車保険類似	60,778	3,179	241	△82	△6,173	57,943
賠償責任保険類似	508,070	42,078	△37,004	△1,610	△83,330	428,203
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	－	－	－	－	－
その他保険	6,138	11,227	4,533	△131	△830	20,937

(注) 1. 「不動産ローン保証保険」及び「信用保険」の各項に計上すべき金額に重要性が乏しいことから、これらの金額は「その他保険」の各項に含めております。
2. 生命保険契約等に係る再保険回収額に重要性が乏しいことから、その内訳である各項の記載を省略しております。

7. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

令和7年金融庁告示第75号に基づく各シナリオを適用した場合における、ソルベンシー・マージン比率等への影響（感応度）は、以下のとおりであります。

●2025年度末

（単位：%、百万円）

感応度分析（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）								
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	2025年度末の数値	円金利50ベーシス・ポイント上昇	円金利50ベーシス・ポイント下降	米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇	米ドル金利50ベーシス・ポイント下降	円金利UFR50ベーシス・ポイント下降	株式・不動産10%下落	為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	**206.6%**	**+0.6%**	**△0.6%**	－	－	－	**△3.2%**	**+0.7%**
適格資本の額	4,137,974	+10,367	△10,742	－	－	－	△272,848	△254,915
総資産	12,849,461	△26,526	+28,000	－	－	－	△369,964	△1,028,502
保険負債の額（MOCEを除く）	5,586,441	△33,996	+35,747	－	－	－	－	△353,786
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額	67,097	△1,085	+1,148	－	－	－	－	△3,711
非保険負債の額	3,056,665	△1,812	+1,846	－	－	－	△97,115	△416,088
純資産の額	4,139,256	+10,367	△10,742	－	－	－	△272,848	△254,915
所要資本の額	2,002,124	△701	+719	－	－	－	△102,674	△129,353
市場リスクの額	1,959,630	△16	+8	－	－	－	△138,324	△134,756

(注) 以下のシナリオについては、ソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が1%未満であること、及び内訳の差に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。
「ニ．米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇」「ホ．米ドル金利50ベーシス・ポイント下降」「ヘ．円金利UFR50ベーシス・ポイント下降」

8. 連結の範囲に関する事項

●2025年度末

連結の範囲については、全ての子会社としております。

9. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

●2025年度末

(1) 子会社株式に係る特例手法の適用

子会社株式に係る特例手法を適用しております。詳細は「4. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項の注記3.(1)」をご参照ください。

(2) 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

①割引率

「4. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項の注記3. (3)①a.(c)」をご参照ください。

②保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

「4. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項の注記3. (3)①a.(b)イ. 」をご参照ください。

③保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションはありません。

(3) 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

①マネジメント・アクション

マネジメント・アクションを考慮しておりません。

②リスク削減手法

「再保険契約」並びに「キャット・ボンド及びデリバティブ等の金融商品」によるリスク削減効果を、リスク削減手法として反映しております。

③生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

会社固有のストレス係数手法は適用しておりません。

④損害保険リスクの額の計算における会社固有のリスク係数手法の適用

会社固有のリスク係数手法は適用しておりません。

⑤巨大自然災害リスクの額の計算における内部モデル手法の適用

内部モデル手法は適用しておりません。

⑥金利リスクの額の計算における内部割引率手法の適用

内部割引率手法は適用しておりません。

(4) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

上記(2)及び(3)に記載した事項のほかに、ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた重要な前提及び手法に関する事項（「4. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項の注記」に記載した事項を除く。）について該当事項はありません。

(5) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

当事業年度が初年度の計算のため、該当事項はありません。

10. ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

●2025年度末

社内規定等において、ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門（以下、「業務部門」という。）から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及びソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」という。）を選任しております。

検証責任者は、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理及び保険数理の知識・経験を有する等の適格性、並びに業務部門からの独立性等を勘案し、取締役会が選任しております。また、検証責任者の適格性・独立性等の選任基準、選任プロセス、取締役会等へ直接報告できる権限を含む検証責任者の権限・責任等について、社内規定等に定めております。

取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。

ディスクロージャー誌別冊版

三井住友海上の現状2026　－ソルベンシー・マージン比率編－

2026年10月

三井住友海上火災保険株式会社
コーポレートコミュニケーション部